

不良住宅除却補助事業 申請手順

●補助対象要件

対象者	対象工事	補助額等
空き家の所有者など	不良住宅の解体に係る工事	最大 30万円（工事費の4/5）

※必ず、工事着手前に、申請をしてください。（事前に建築住宅課に相談してください。）

1. 空き家の不良度判定

まずは電話または窓口で、不良度判定の申し込みをしてください。

補助制度の対象となる空き家は、不良住宅と判定された居宅に限ります。

判定は住宅地区改良法の判定基準のもと、市の職員で行います。

判定項目は、基礎、柱、外壁、床、天井、開口部、屋根、電気設備、給水設備、排水設備、台所、便所等です。

2. 交付申請

《必要な書類》

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・位置図
- ・除却工事後の敷地利用計画が分かるもの
- ・当該住宅に係る登記事項証明書
- ・現況写真（除却工事前の状況が分かるもの）
- ・補助事業経費の根拠となる見積書の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

審査・決定

内容を審査し、交付が決定した場合、「交付決定通知書（様式第4号）」で通知します。

3. 工事施工

《事業の内容に変更がある場合》

変更申請

※必ず、変更前に、申請をしてください。（事前に建築住宅課に相談してください。）

《必要な書類》

- ・変更申請書（様式第6号）
- ・変更事業計画書（様式第2号）
- ・変更収支予算書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

再調査・決定

4. 完了報告

事業完了の日から1月以内又は、交付決定を受けた年度の末日のいずれか早い方が期限です。

《必要な書類》

- ・完了報告書（様式第8号）
- ・事業実績書
- ・収支決算書
- ・補助事業に係る領収書の写し
- ・現況写真（除却工事後の状況が分かるもの）
- ・その他市長が必要と認める書類

審査・補助額の確定

内容を審査し、交付する補助額を確定し、「確定通知書（様式第9号）」により通知します。

5. 補助金の請求

確定通知書を受領してから10日以内が期限です。

《必要な書類》

- ・補助金請求書（様式第10号）

補助金の交付

【お問い合わせ先】

御殿場市役所 都市建設部建築住宅課

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

TEL：0550-82-4224 FAX：0550-70-1030

mail：kenchiku@city.gotemba.lg.jp

- ・空き家活用等支援事業費補助金交付要綱をあわせてご覧ください。
- ・申請書類等は、御殿場市ホームページからダウンロードできます。